

# 食品安全委員会第732回会合議事録

1. 日時 平成31年2月26日（火） 14：00～14：33

2. 場所 大会議室

## 3. 議事

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）のクロルプロマジン試験法の改定

（厚生労働省からの説明）

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・農薬 2品目

[1] ピコキシストロビン [2] ブロフラニリド

（厚生労働省からの説明）

- ・農薬及び添加物 1品目

ジフェノコナゾール

（厚生労働省からの説明）

- ・動物用医薬品 1品目

ジクロロイソシアヌル酸

（厚生労働省からの説明）

- ・動物用医薬品及び飼料添加物 1品目

タイロシン

（厚生労働省からの説明）

(3) 平成30年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果（案）及び2019年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題（案）について

(4) 2019年度食品安全確保総合調査課題（案）について

(5) その他

## 4. 出席者

（委員）

佐藤委員長、山本委員、吉田（緑）委員、香西委員、堀口委員、吉田（充）委員  
（説明者）

厚生労働省 黒羽残留農薬等基準審査室長  
（事務局）

川島事務局長、小平事務局次長、矢田総務課長、中山評価第一課長、  
吉岡評価第二課長、箆島情報・勸告広報課長、池田評価情報分析官、  
渡辺リスクコミュニケーション官、橘評価調整官

## 5. 配付資料

- 資料1 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて
- 資料2-1 食品健康影響評価について
- 資料2-2 「ピコキシストロビン」、「ブロフラニリド」、「ジフェノコナゾール」、「ジクロロイソシアヌル酸」及び「タイロシン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について
- 資料3-1 平成30年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果（案）について
- 資料3-2 2019年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題（案）について
- 資料4 2019年度食品安全確保総合調査課題（案）について
- 資料5 プリオン評価書「米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」の誤記（27、30頁）の修正について

## 6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第732回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は6名の委員が出席でございます。

また、厚生労働省から黒羽残留農薬等基準審査室長に御出席いただいております。

それでは、お手元でございます「食品安全委員会（第732回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○矢田総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は7点ございます。

資料1が「食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて」、資料2-1が「食品健康影響評価について」、資料2-2が「『ピコキシストロビン』、『ブロフラニリド』、『ジフェノコナゾール』、『ジクロ

ロイソシアンル酸』及び『チロシン』の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について」、資料3-1が「平成30年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果（案）について」、資料3-2が「2019年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題（案）について」、資料4が「2019年度食品安全確保総合調査課題（案）について」、資料5が「プリオン評価書『米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価』の誤記（27、30頁）の修正について」、以上でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○矢田総務課長 事務局におきまして、平成30年7月2日の委員会資料の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

（1）食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて」であります。

資料1にありますとおり、厚生労働大臣から2月20日付で食品衛生法第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準のクロルプロマジン試験法の改定について照会がありました。

それでは、厚生労働省の黒羽残留農薬等基準審査室長から説明をお願いいたします。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 厚生労働省食品規準審査課残留農薬等基準審査室長の黒羽でございます。よろしくお願いたします。

それでは、資料1に基づきまして、説明させていただきます。

資料1をおめくりいただきまして、クロルプロマジン試験法でございます。本件、動物用医薬品クロルプロマジンに対しまして試験法を開発することができましたので、告示に盛り込んでの措置をとりたいと考えてございます。

本件の経緯でございますが、ポジティブリスト制度の導入に伴いまして、食品に含有されるものであってはならないとする規格基準が設定されており、当該成分の試験法につきましては、食品衛生法第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準において定められてございます。動物用医薬品クロルプロマジンにおける現行の試験法は、畜水産物の全般にわたってその試験法の性能が評価されたものではなかったため、新たに試験法を開発したものでございます。

主な変更点としましては、畜水産物を対象といたしました試験法の各操作の細部を変更してございます。詳しくは、おめくりいただきまして資料1の別紙を御覧ください。畜水産物の抽出方法につきまして、試料採取量や抽出溶媒の種類等の全般に変更をしております。

その次のページ、裏面でございますが、精製法でございます。こちらにつきましても、カラムの種類や抽出溶媒の種類等を変更してございます。

先ほどの1ページめくったところに戻っていただきまして、本試験法におきましての真度は86%から106%、併行精度は2から6%であり、食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドラインにおける目標値を満たしているものでございます。

おめくりいただきまして、今後の方針でございます。こちらの試験法につきましては、回答を受けた上で、告示等の改正に係る所要の進める予定でございます。

本試験法につきましては、基準値ではなくてあくまでも試験法に関するものでございまして、管理手法が適切にできるためのものでございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

ただ今厚生労働省から御説明のあった照会案件については、試験法の変更及び新たに開発された試験法の追加であり、規格そのものを変える訳ではないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当すると考えられますが、そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 次の議事でございます。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料2-1にありますとおり、厚生労働大臣から2月20日付で農薬2品目、農薬及び添加物1品目、動物用医薬品1品目、動物用医薬品及び飼料添加物1品目について、食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、引き続き、厚生労働省の黒羽室長から説明をお願いいたします。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 資料2-2に基づきまして御説明させていただきます。

おめくりいただきまして、1剤目、農薬ピコキシストロビンでございます。本件につきましては、農薬取締法に基づく適用拡大の申請及び畜産物の残留基準の設定を行う必要があることから、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤でございます。

日本におきましては農薬登録がされており、はくさい、キャベツ等に基準値が設定されてございます。今回、あずき、いんげんまめへの適用拡大申請がなされているものでございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRにおきまして毒性評価がなされており、ADIは0.09 mg/kg 体重/日、ARfDは0.09 mg/kg 体重とされており、アセロラに国際規準が設定されてございます。また、諸外国におきましては、米国における小麦、豆類等を初めといたしまして、ここに記載しておりますような作物に基準値が設定されてございます。

食品安全委員会の評価等でございますが、これまで2回評価をいただいております。直近ではADIが0.046 mg/kg 体重/日、ARfDは0.2 mg/kg 体重と評価されてございます。

おめくりいただきまして、2剤目、農薬プロフラニドでございます。本件につきましては、農薬取締法に基づく農薬登録申請に伴う基準値設定及びインポートトレランス申請による残留基準の設定の要請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤でございます。

日本におきましては農薬登録がされておらず、今回、キャベツ、はくさい等に対しまして、新規の農薬登録申請がなされているものでございます。

国際機関及び海外におきましては、評価されておらず、基準値も設定されてございません。今回、ばれいしょに対するインポートトレランス申請がなされているものでございま

す。

食品安全委員会の評価等でございますが、今回初回でございます。

続きまして、3剤目、農薬・添加物ジフェノコナゾールでございます。本件につきましては、インポートトレランスによる農薬の残留基準の設定及び食品添加物の新規の指定要請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は、添加物では防かび剤、農薬では殺菌剤でございます。

日本におきましては農薬登録がされており、大豆、トマト等に基準値が設定されております。また、農薬として、ばれいしょに基準値設定されてございますが、今回、収穫後にばれいしょに使用するため食品添加物の指定要請がなされているものでございます。

食品添加物の規格基準の改正案につきましては御覧のとおりですが、添加物の使用基準に合わせまして、農薬の残留基準値も変更する予定でございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRでADIが0.01 mg/kg 体重/日、ARfDは0.3 mg/kg 体重とされており、大豆、ばれいしょ等に国際基準が設定されてございます。諸外国におきましては、米国における大豆、ばれいしょ等を初めといたしまして、ここに記載しておりますような作物に基準値が設定されてございます。

食品安全委員会におきましては、これまで4回御評価をいただいておりますが、次のページになりますが、直近のADIは0.0096 mg/kg 体重/日、ARfDは0.25 mg/kg 体重と評価されてございます。

続きまして、4剤目、動物用医薬品ジクロロイソシアヌル酸でございます。本件につきましては、ポジティブリスト導入時に設定いたしました基準値の見直しを行うことから、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は消毒剤で、水に溶解することで次亜塩素酸が生成され、殺菌効果を示すと考えられているものでございます。

日本におきましては、牛、豚等への直接の使用や畜・鶏舎等を対象といたしまして、動物用医薬品として承認されているものでございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JECFAにおきまして毒性評価がなされており、TDIが2.0 mg/kg 体重/日とされておりますが、国際基準は設定されてございません。また、諸外国におきましても基準値は設定されておりません。

食品安全委員会の評価等でございますが、今回初回でございます。

続きまして、5剤目、動物用医薬品及び飼料添加物タイロシンでございます。本件につきましては、はちみつ中の残留基準の設定要請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は抗生物質でございます。

日本におきましては、牛、豚、鶏、蜜蜂を対象動物といたしまして、動物用医薬品として承認されているものでございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JECFAにおいて毒性評価がなされており、ADI

が0.03 mg/kg 体重/日とされており、牛、豚、鶏等に国際規準が設定されてございます。また、諸外国におきましても、米国における牛、豚等を初めといたしまして、ここに記載しておりますような畜産物に基準値が設定されてございます。

食品安全委員会の評価等でございますが、これまで2回御評価をいただいております、直近では、ADIが0.005 mg/kg 体重/日と評価されてございます。

最後になりますが、次のページ、別添2でございますが、食品安全委員会に評価依頼を2回以上お願いするものにつきまして、追加データを出させていただいたものを列記してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見あるいは御質問がございましたら、お願いたします。

特にございませんか。

厚生労働省から御説明いただいたのですけれども、それらのうち、農薬ピコキシストロビン、農薬及び添加物ジフェノコナゾール並びに動物用医薬品及び飼料添加物タイロシン、これらについては食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

今回の諮問に当たり、試験成績等が追加されておりますので、同委員会決定の1の(2)の規定により、農薬並びに農薬及び添加物については担当の吉田緑委員から、それから、動物用医薬品及び飼料添加物については担当の山本委員から、先ほどの厚生労働省からの説明及び今回追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて、それぞれ説明をお願いしたいと思います。

それでは、まず、吉田緑委員からお願いたします。

○吉田（緑）委員 分かりました。

まず、農薬ピコキシストロビンにつきましては、作物残留試験に加えまして、家畜代謝試験等の結果が追加提出されているため、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると思われれます。

農薬及び食品添加物ジフェノコナゾールにつきましては、これまで農薬用途のみの評価でありまして、今回、食品添加物での用途として初めての評価になりますが、作物残留試験の結果のみが提出されているため、既存評価の結果に影響を及ぼすとは認められないと考えられます。

私の方からは以上でございます。

○佐藤委員長 では、山本委員、お願いいたします。

○山本委員 続きまして、動物用医薬品及び飼料添加物のタイロシンにつきましては、はちみつ中のタイロシンの残留試験のみが追加されているため、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないと考えられます。

以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今両委員から説明いただきましたが、農薬ピコキシストロビンについては、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとのことです。農薬専門調査会において審議する。それから、農薬及び添加物ジフェノコナゾール並びに動物用医薬品及び飼料添加物タイロシンについては、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないとのことです。専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂するという事によろしくお願いしますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

また、農薬プロフラニリドについては、農薬専門調査会において、それから、動物用医薬品ジクロロイソシアヌル酸については、動物用医薬品専門調査会において、それぞれ審議することとしたいと思います。

黒羽室長、どうもありがとうございました。

(3) 平成30年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果(案)及び2019年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題(案)について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「平成30年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果(案)及び2019年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題(案)について」でございます。

まず、研究・調査企画会議事前・中間評価部会の座長の山本委員から説明をお願いいたします。

○山本委員 2月14日に開催しました平成30年度第7回「研究・調査企画会議事前・中間評価部会」において、平成30年度に実施した食品健康影響評価技術研究課題のうち、2019年度に継続予定の8課題に係る中間評価の審議を行うとともに、2019年度に実施する食品

健康影響評価技術研究の新規対象課題の審議を行い、5課題を選定し、案を取りまとめました。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○橋評価調整官 それでは、資料3-1及び資料3-2に基づきまして、御説明いたします。

まず、資料3-1でございますが、こちらは平成29年度及び平成30年度に採択し、実施しております研究課題の中間評価結果（案）でございます。

2枚めくっていただきますと、中間評価結果の一覧となっております。

課題番号1706の1課題は、平成29年度採択課題で、研究期間は3年間でございます。

課題番号1801から1808までの7課題は、平成30年度採択課題で、研究期間は2年間でございます。8課題いずれについても、部会での審議の結果、継続が適当という評価結果になっております。

続きまして、資料3-2を御覧ください。こちらは来年度から新たに実施する研究の案でございます。

2枚めくっていただきますと、一覧がございます。研究課題ごとに研究の概要と評価所見の総合コメントを御説明させていただきます。

まず、受付番号25番の梅村隆志先生の研究の概要でございますけれども、ばく露量が低いことが想定される加工助剤について着目し、最終的に食品に残留しない、あるいは極めて残留量が少ない点をより科学的な尺度で規定することの可能性や、低いばく露量の特殊性を考慮した評価方法につきまして研究するものでございまして、器具・容器包装に関する評価指針の適用の可否等を検討し、食品添加物指針の改定案を提言することを目的とした研究でございます。

評価所見といたしましては、加工所剤のリスク評価に必要な研究であり、有用な成果が期待できるとされております。こちらは研究期間は1年となっております。

次に、受付番号12番、児玉浩明先生の研究ですけれども、これは導入遺伝子を有さない形質改変食品を生み出す接ぎ木や、siRNA技術による接ぎ木及び交配後代の形質転換を明らかにすることで、安全性評価に資することを目的とした研究でございます。

評価所見は、本課題は、新たな育種技術に係る安全性評価を行う上で重要な研究であるとされております。

続きまして、受付番号7番の和田有史先生の研究ですが、こちらは食品技術について、消費者と専門家間のリスク認知のギャップの原因を認知バイアスや情報リテラシーの問題と仮定し、これらを改善するための中学生、高校生対象の食品安全に関する理解を促進するプログラム及び教材を開発し、その効果を検証することを目的とした研究でございます。

評価所見といたしましては、リスク評価結果の認知向上に関する研究は重要であり、成果を期待するとされております。

次のページになりますけれども、受付番号4番の石原淳子先生の研究でございます。これは、大規模コホート研究の保存血液検体を用いたコホート内症例対照研究を実施いたしまして、整体指標を用いたアクリルアミドのばく露量とがん罹患リスクとの関連を検討することを目的とした研究でございます。こちらの研究期間は3年間となっております。

評価所見は、保存検体による分析が有効であれば、特定のがんと関連の有無が明らかになることが期待されるとされております。

最後に、受付番号14番の小椋康光先生の研究でございます。これは水銀／セレン複合体の検出法・動態を明らかにし、リスク評価に資することを目的とした研究でございます。

評価所見は、メチル水銀の脱メチル化の過程を明らかにできれば有用な研究であるとされております。

以上、継続課題と新規課題に関する御報告でございます。

以上の課題について、案をお認めいただけましたら、各課題の主任研究者にこの結果を通知いたしまして、必要に応じて評価所見を踏まえた研究計画の見直しを求めるとともに、来年度の委託契約の締結に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。

御説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

1点、私からなのですが、受付番号25番の梅村先生の、これは研究概要だから研究者が書いたものかもしれないのですが、下から3行目に「器具・容器包装ガイドライン案の適用の可否」と書いてあるのですが、これは別にガイドライン案をそのまま適用するのではなくて、そういう考え方を添加物の方へ応用するということなのですよ。ちょっとこの表現は余りよくないのではないかなと思うのですが、これは研究者が書いた部分だからしょうがないのかな。

○橘評価調整官 今後、研究計画書に目的を書く部分がございましてけれども、意図としては今委員長がおっしゃったような御趣旨ですので、適切に今後の書類は修正していくように調整したいと思います。

○佐藤委員長 多分、直接そのまま適用ということではないと思うのだけれども、これだとそのように読めてしまいますので、今後の申請書類や何かで改めていただければと思います。

他にどなたか御質問等はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件については、案のとおり決定するというところでよろしいですね。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。  
事務局は手続をお願いいたします。

(4) 2019年度食品安全確保総合調査課題(案)について

○佐藤委員長 次の議事は、「2019年度食品安全確保総合調査課題(案)について」であります。

まず、研究・調査企画会議事前・中間評価部会の座長の山本委員から説明をお願いいたします。

○山本委員 2019年度の食品安全確保総合調査につきましては、2月14日に開催しました平成30年度第7回「研究・調査企画会議事前・中間評価部会」で審議しまして、3課題を実施することになりました。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○橋評価調整官 それでは、資料4に基づきまして、御説明申し上げます。

資料4を2枚めくっていただきますと、3課題それぞれの調査課題名と調査目的が以降記載されてございます。

まず、1件目「食品用器具・容器包装に用いられるビスフェノールAに係る評価手法及び科学的知見(体内動態、毒性、ばく露量、疫学調査等)に関する調査」でございます。

米国の国家毒性プログラムがビスフェノールAの低用量影響の検証を含むラット2年間慢性毒性試験を実施いたしまして、その最終報告書が本年秋に公表予定でございます。これを受けて、欧州のEFSAも2020年までにビスフェノールAの再評価を実施予定としてございます。

このように国際的にもビスフェノールAに関する新たな知見が得られつつある状況を受けまして、前回、食品安全委員会でも中間評価を実施した2014年以降に公表された関連の文献等を収集いたしまして、情報を整理・分析するという調査でございます。

続きまして、おめくりいただきまして、2件目は「えび、かに及び落花生アレルギーに係る食品表示についての食品健康影響評価のための調査」でございます。

食物アレルギーにつきましては、これまで食品安全委員会でも義務表示の対象となっております7品目の中から順次調査を進めてきてございまして、2017年度については卵と乳、2018年度については小麦とそばについて、国内外の関連文献調査を実施いたしましたが、今回は同様の調査をえび、かに、落花生について行うというものでございます。

次に、3件目ですけれども「薬剤耐性菌のリスク評価手法の検討に関する調査」でござ

います。

これは、薬剤耐性菌の評価指針等の見直しに当たりまして、国際的な評価の状況に加えて、現在の指針では対象とされていない家畜等由来の薬剤耐性菌による水圏・土壌環境を介した食品汚染等の分野につきまして、文献やサーベイランスデータ等の収集・整理を行う調査を実施するものでございます。

以上3件につきまして、案をお認めいただければ、調査の実施に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。御説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

本件については、案のとおり決定するというところでよろしゅうございますね。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

#### (5) その他

○佐藤委員長 本日は、「その他」として1案件あると聞いておりますが、事務局から報告をお願いいたします。

○吉岡評価第二課長 本年1月15日付で評価結果を厚生労働省に通知いたしました「米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」について、評価書の記載に一部誤りがございました。まず、おわび申し上げます。

資料5に基づきまして御報告いたします。資料5をお手元をお願いいたします。誤りがあったのは2カ所でございます。

まず、27ページの表4です。米国のSRMの範囲から脊柱の記載が抜けておりました。正しいSRMの範囲につきましては、裏面、評価書の抜粋にお示ししたとおり、下の方で、53ページの①の「a. SRM除去の実施方法等」の2段目に記載しております。

次に、評価書30ページの8行目から10行目に、動物飼料への牛由来の禁止原料でありますCMPAFの範囲を要約して括弧内に記載しておりましたが、この内容に誤りがございました。正しいCMPAFの範囲につきましては、こちらも裏面に抜粋としてお示ししております、評価書29ページに記載がございます。

評価結果に影響を及ぼすものではないと考えられますので、よろしければ、資料5のように修正をしたいと思います。

以後、このようなことがないように気をつけてまいります。

報告は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

今、御報告があったとおりなのですけれども、評価書を修正するということでもよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

他に議事はありますか。

○矢田総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週3月5日火曜日14時から開催を予定しております。

また、28日木曜日15時から「栄養成分関連添加物ワーキンググループ」が公開で、3月1日金曜日14時から「農薬専門調査会幹事会」が公開で、来週になりますが、4日月曜日14時から「微生物・ウイルス専門調査会」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第732回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。